

28 雲仙市監査委員告示第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年4月22日

雲仙市監査委員 山田 義雄
雲仙市監査委員 浦川 康二

1 監査の種類

随時監査（平成27年11月24日付 27 雲仙市監査委員告示第2号）
主題「本庁及び各総合支所・施設等における現金出納事務について」

2 監査の期間

平成27年10月21日から平成27年10月22日まで

3 講じた措置の内容

以下のとおり

○小浜夕日の広場駐車場

【指摘】

現金受領がないまま領収書を交付し、後日現金を受領している事案が確認された。このような取り扱いは不適切であり即改善されたい。

【措置】

監査終了当日（平成27年10月21日）に、駐車場管理嘱託職員へ、「駐車した場合は、その時に必ず駐車料金を徴収すること。」「料金を徴収していない場合の領収書の発行は、絶対にしないこと。」を指導し、改善した。

○小浜マリパーク駐車場

【指摘】

つり銭不足から管理人（嘱託職員）の手持ち現金で両替をしている実態が見受けられた。原因として、昨今駐車場に隣接するほととふと105（足湯施設）への観光客増加に伴い、大型バスや一般車両の駐車場使用が大幅に増台し、交付されているつり銭用手持ち現金の不足によるものと思慮される。よって、所管課は実情に見合ったつり銭を施設に交付すべきと考える。

【措置】

監査終了当日に、駐車場管理嘱託職員へ、「個人のお金を使って両替を行わないこと。」を指導し、改善した。また、平成27年11月2日から、両替をしなくて済むよう、会計課の許可を受け、つり銭用手持ち現金を5,000円から40,000円に見直した。

○収納推進課

【指摘】

個別徴収用の納付書No.が手書きされているため、不正防止の観点から印字に改められたい。また、納付書簿冊の管理徹底に努められたい。

【措置】

個別徴収用の納付書について、新たに作成する納付書（平成28年2月作成分）からナンバーを印刷している。また、納付書を新たに発行するとき及び使用終了後は、簿冊に記入捺印のうえ、管理職による確認を行っている。

○その他

【指摘】

本庁、各総合支所や施設等における現金取扱いについて、おおむね適正に処理されているが、手持ち現金については、事故防止の観点から実績に見合った適正金額の見直しに努められたい。

【措置】

手持ち現金については、現状の窓口収納状況等を勘案し、必要な部署において、次のとおり金額の見直しを行った。

① 観光物産課

小浜マリパーク駐車場（5,000円→40,000円）

小浜夕日の広場駐車場（5,000円→10,000円）

② 生涯学習課

鍋島邸（10,000円→10,000円）

国見町文化会館（10,000円→10,000円）

ハマユリックスホール（20,000円→20,000円）

瑞穂町公民館（10,000円→5,000円）

千々石町公民館（10,000円→5,000円）

小浜総合支所教委駐在（8,000円→8,000円）

③ 国見総合支所（150,000円→120,000円）

なお、手持ち現金については、今後も収納状況等に留意しながら、継続して検討を行い、適切な金額となるよう努める。